



ふるさと納税の ご案内

尾鷲市

「海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州おわせ」を実現するため、あなたからの寄附をお願いします。



概要説明

尾鷲市では、「海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州おわせ」をスローガンに、地域づくりをすすめています。

ふるさと納税制度とは、出身地や地方公共団体に寄附することで、地方を元気づけ、応援できる制度です。

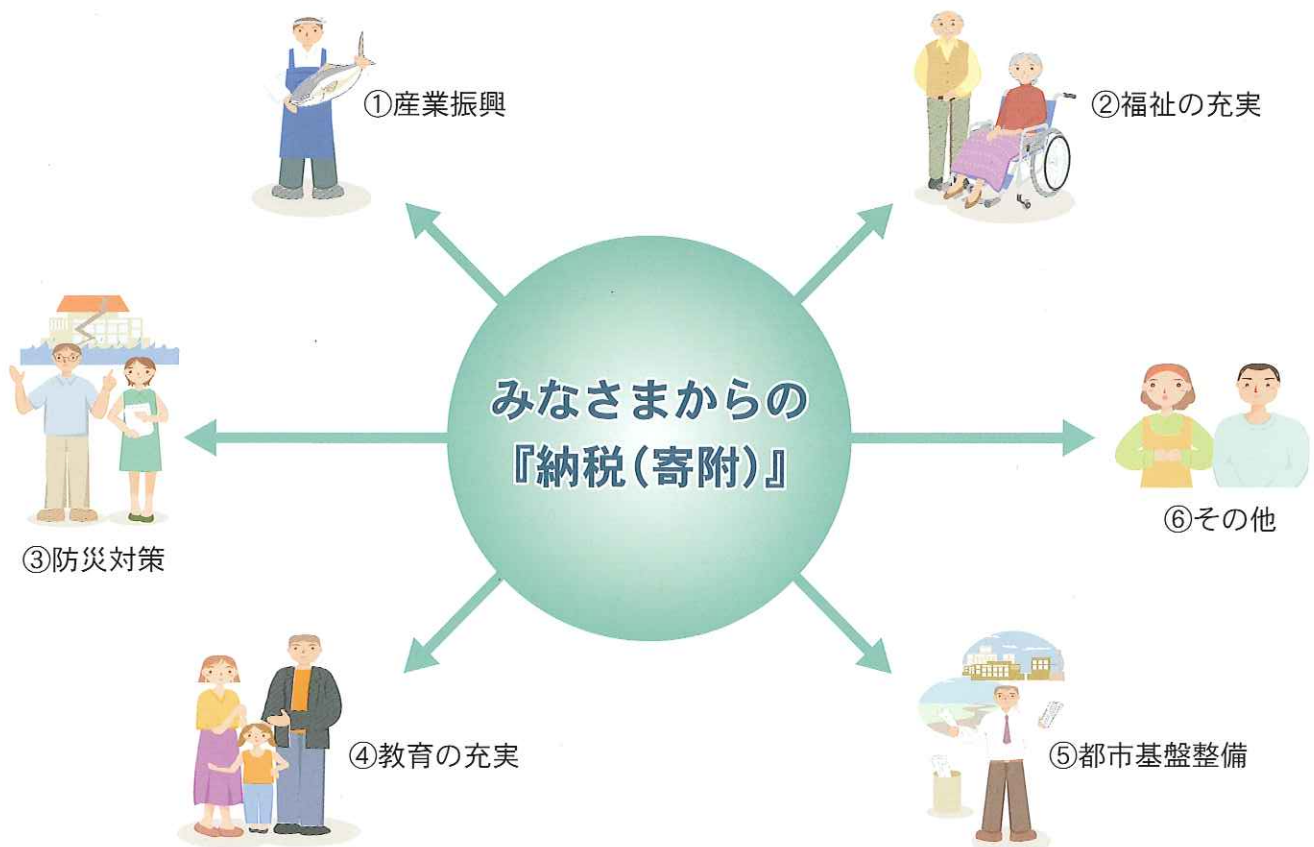
“おわせのため” “故郷のため” に力になりたい。そのようなあなたの思いを『納税（寄附）』という形で「おわせ」を応援してください。

ふるさと納税制度を利用して寄附をいただきますと、確定申告により一定の限度額の範囲で所得税と住民税から控除されます。

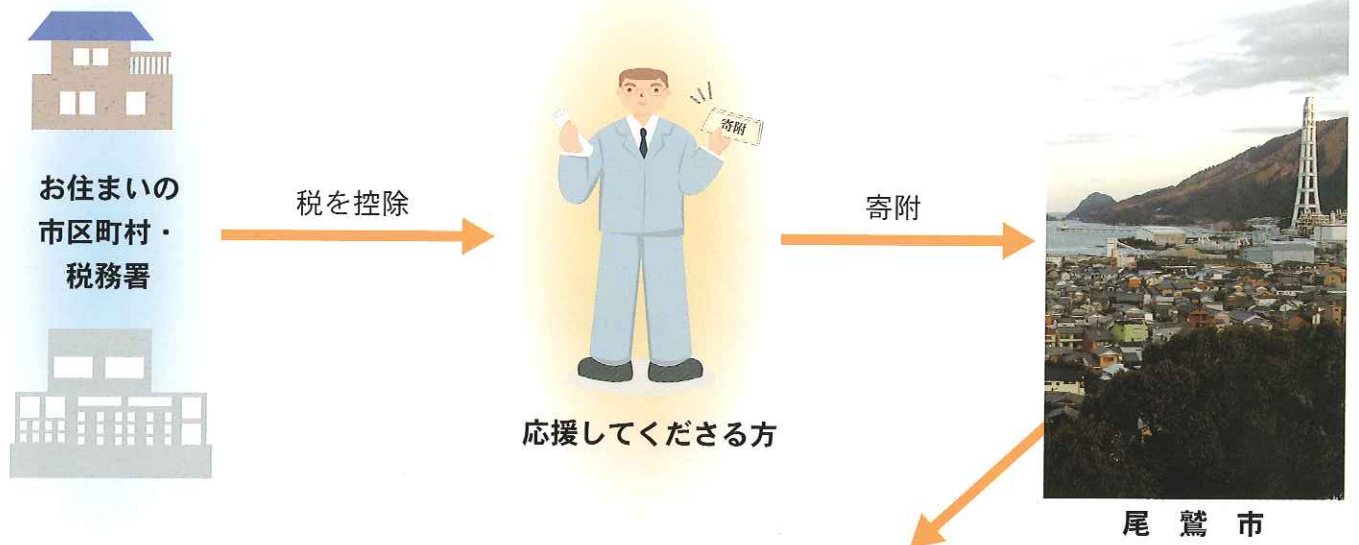
活用方法

尾鷲市では、寄附していただいた方の意向を尊重させていただきます。

寄附金の使い道は、下記の5つの分野をご指定してください。なお、ご指定がない場合は、活用先は本市で決めさせていただきます。



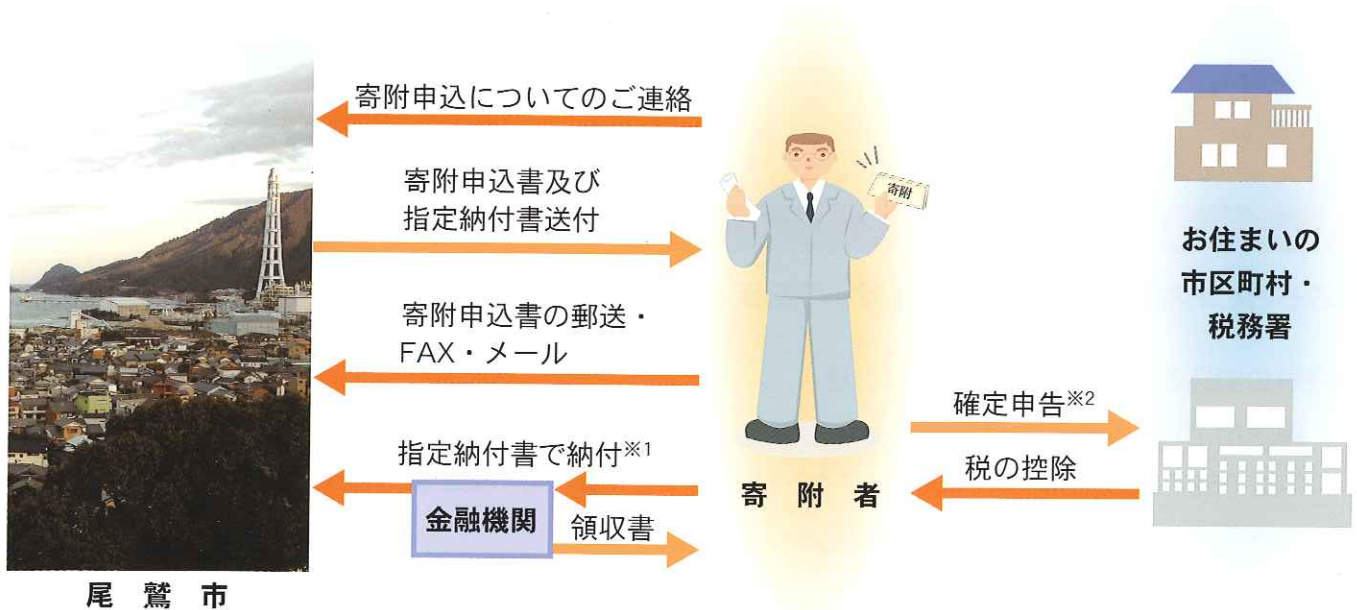
納税の仕組み



- ・うみ、やまを活かした豊かさを創造するまちづくり
- ・健やかで、いきいきと暮らせるまちづくり
- ・自然と共生し、安心して暮らせるまちづくり
- ・次代につながる人と文化をはぐくむまちづくり
- ・快適でだれもが住み続けたいまちづくり

「海の碧 ^{みどり} 山の緑 あふれる情熱 東紀州おわせ」の実現

納付方法



※1 なお、寄附金控除の詳細につきましては、お住まいの市区町村役場もしくは、尾鷲市税務課までお問い合わせください。

※2 納入の際の領収書は、確定申告の際に必要になりますので大切に保管してください。

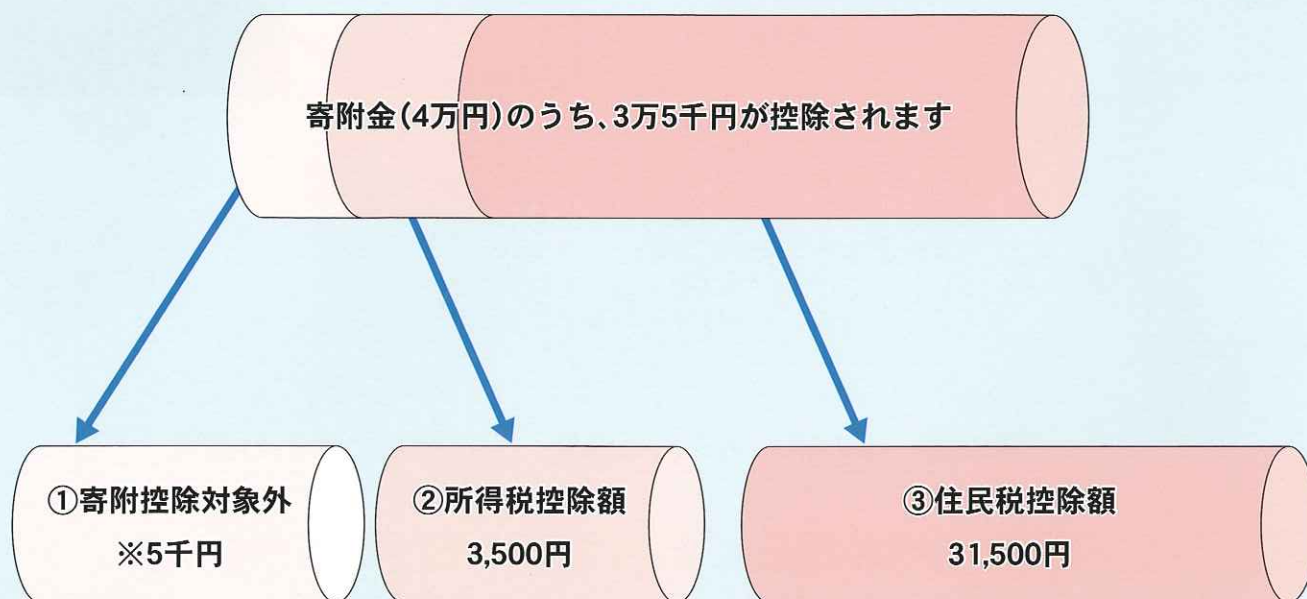
税制優遇措置

寄附していただいた金額から5千円を控除した額が、税金から控除されます。
(寄附金額が一定の額以上になると、5千円を控除した額すべてが控除対象とならない場合があります。)

例えば。。

Aさん (夫婦+子ども2人、年収700万円)

→※個人住民税 所得割額 293,500円 が40,000円を寄附すると



※年間総寄附金額のうち、5千円が控除対象外です。

問い合わせ先

ふるさと納税をお考えの方は、まず、下記までご連絡ください。

○寄附の申込み等に関するお問い合わせ

尾鷲市 市長公室 政策調整係

TEL 0597-23-8134 FAX 0597-22-2111 E-mail sechousei@city.owase.lg.jp

ホームページ <http://city.owase.lg.jp>

○税に関するお問い合わせ

尾鷲市 税務課 課税係

TEL 0597-23-8171 FAX 0597-23-8174 E-mail kazei@city.owase.lg.jp